

奈良県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和八年五月十九日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
吉田歯科医院	大和郡山市堺町四九番地	令和八年三月一日
松井歯科医院	桜井市大字上之庄一六〇一	令和八年四月一日
医療法人岡本クリニク	大和高田市本郷町二番一号	令和八年四月一日
なかがわ大人こども歯科	橿原市中曾司町一〇六一六	令和八年四月一日